

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十一年十二月二十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第四百二十二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する

政令

内閣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二条第十一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「二十人以下の」の下に「組合等(」を加え、(次号及び第六条において「組合等」という)を「をいう。次号並びに第十条第三号及び第四号において同じ」に改め、同条第五号中「二十人以下の」の下に「民法法人等(」を加え、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人並びに宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)第四条第二項に規定する宗教法人」を「酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。)」に改める。

第十条第五号中「宗教法人法」の下に「(昭和二十六年法律第百二十六号)」を加える。

附則

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎
通商産業大臣 深谷 隆司
内閣総理大臣 小淵 恵三